

# 千葉基礎セミナー講義ノート

2003年10月28日

## 夏休みの課題について

(前回の復習)

！プレゼンの方法！

(1) プレゼン用のレジュメが必要

(2) 読んでいるか、読んでいないかに関係なく、興味を引かれるような内容の説明をする

(3) レジュメの組み立て(=プレゼンの組み立て)を考える。・・・まず、最初に、これから話す内容・この問題を扱う理由を説明する。

<プレゼンテーション用レジュメ>Uくん

○他人のプライバシーを盗み見ること—盗聴・盗撮—

～映画[ Focus ] を見て～

1) はじめに

- ・ 今回のレポートを書くにあたって
- ・ 社会的な問題としての盗聴そして盗撮

2) 盗聴・盗撮の現状、問題点

- ・ 映画の中からの問題提起—聴いてるだけなら罪にならない?—  
傍受≠盗聴→罪にならない  
でも、傍受した内容を他人に話したら…?
- ・ 直接的に取り締まることのできない現在の法律  
盗聴罪・盗撮罪なるものは存在しない日本
- ・ 高度技術化に伴う手口の巧妙化  
盗聴・盗撮器の発見率わずか0.6%→事実上の野放し状態
- ・ 盗聴と盗撮の問題意識の差

3) 個人のプライバシーと法律

- ・ 「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」
- ・ 個人情報を守る「プライバシー保護法」なるものの存在  
プライバシーの権利の根拠は憲法のみ
- ・ 憲法におけるプライバシーの権利の根拠  
十三条 個人の尊重・幸福追求の権利：最終的な拠り所  
十九条 思想・良心の自由 二十一条一項 表現の自由  
二十一条二項 検閲の禁止・通信の秘密の保障  
三十一条 適法手続きの保証  
三十五条 住居・捜査・押収に対する保障 など

4) まとめ

- ・ 公権力による個人情報の管理—個人情報保護法—
- ・ 「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」  
→「自己についての情報をコントロールする権利」  
(Individual's right to control the circulation of information relating)
- その背景：情報化社会・データバンク社会
- ・ ますます進展する情報化社会の中で、これからの課題  
ますます身近になったプライバシー危機に加えて、自衛しきれないという現状  
→諸問題解決のための早急な法の見直し、整備

<補足>盗聴・盗撮関連の法律

電波法・第五十九条(秘密の保護)：何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない

有線電気通信法・十三条：有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害したものは、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する

軽犯罪法・第一条：左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

二十三 正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者

刑法・第七十五条：わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万以下の罰金若しくは科料に処する

(千葉コメント)

- ・どのようなことを法で規制して、どのようなことを規制しないのか、その差は？
- ・盗聴・盗撮などが問題となった理由は？機械の小型化？社会状況？
- ・マスメディアが個人情報保護法に反対した理由
- ・自分としてはどのような法律を作ったらよいと考えているのか

OFさんのプレゼン

～Life is Beautiful～

1. はじめに～この映画を選んだ理由について～

2. 人種差別問題について

①ユダヤ人迫害問題について

※ヒトラーの反ユダヤ主義思想の文書（1919年9月16日）～要約～

「反ユダヤ主義は大部分、個人的な交際を通じてユダヤ人が残している不愉快な印象、つまり感情的な要因を帯びるものである。しかし、その感情的な要因だけにはとどまらない。理性の反ユダヤ主義、その究極の目的は、断固として、ユダヤ人一般の排斥でなければならない。」

☆ところで…

Q. 「差別」と「区別」の違いって何？

A. 区別：何かの違いによって分けること

差別：何かの違いの中に『優性・劣性』の意を含んで分けること

②日本における人種差別問題について

※『日本人』とは何か？

i. 日本国に国籍を有する人。日本国民。

ii. 人類学的にはモンゴロイドの一。

皮膚は黄色、虹彩は黒褐色、毛髪は黒色で直毛。

言語は日本語。

※日本国憲法 第10～40条 国民の権利および義務

→第14条1項

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的・経済的又は社会的関係において、差別されない。」

3. おわりに～私にとっての「差別」～

(千葉コメント)

- ・意見が対立するような問題の時に、論理的に組み立てて話しをすることを練習するとよい。

OSさんのプレゼン

THE LION KING

～かなり無理のある設定～

1. このレポートで私がやりたかったこと、やれなかったこと。  
プレゼンで言いたいこと、言いたくないこと。

2. 内容について。

- ・軽く物語のあらすじ。

- ・イギリス王家の王位継承

イギリスの王位継承者とは

ジェームズ1世の孫娘であるハノーヴァー選帝侯ソフィアの相続人（男女不問）であって、プロテスタントの者（1700年王位継承法）

相続は法律および相続によって決まる。

⇒即位順序に関わる法律の改正は全コモンウェルスの全自治領の国会の同意が必要（ウェストミンスター憲章）。

↓↓↓

ライオンキングへの無理のある当てはめ。

- ・日本の遺産相続制度

遺産を「相続能力」が必要。

(相続能力とは、相続人となることができる一般的な資格のこと。)

○法律上の権利義務の主体となる能力(権利能力)を持っていること

○(具体的には)被相続人の一定の親族の範囲に属し、その相続についての第1順位にあって、しかも法律上相続から除外されておらず(相続欠格)、被相続人によって廃除された者でないこと

相続順位

(1)配偶者相続人

(2)血族相続人

(i)子

(ii)直系尊属(親、祖父母など)

(iii)兄弟姉妹

相続欠格と相続権剥奪について

⇒相続人としての資格を否認し、相続権を剥奪する制度として、相続欠格と相続人排除の制度のこと。

相続欠格事由

(これに該当すれば、被相続人の意思とは関係なく相続権は剥奪される。)

①故意に被相続人又は相続について先順位もしくは同順位にあるものを死亡するにいたらせ、またはいたらせようとしたために刑に処せられたもの。

②被相続人の殺害されたことを知ってこれを告発せず、または告訴しなかった者。

③詐欺または脅迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、またこれを変更することによって妨げたもの。

④詐欺または脅迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、またはこれを変更させた者。

⑤相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、または隠匿した者。

↓↓↓

ライオンキングへの無理のあるあてはめ。

3、敗因。～なぜ無理のある設定になったのか～

4、教訓、感想。

(千葉コメント)

・無理にこの映画にあてはめをする必要はなかったのではないかな?

・何気なく送っている生活の中に法律問題があるので、それを発見し、興味を持って調べてみるのが、このレポートの目的。

・レポートの書けないテーマではない。なぜイギリスの王位継承などに興味を持ったのか、理由を言えばよかった。

・日本での天皇制などを考え、比較してみれば、何か違う展開があったかも。

・日本における相続の対象は財産(積極財産・消極財産)、イギリス・ライオンキングで問題となっているのは王位、比較しにくいものであった。